

令和5年第7回
北栄町農業委員会総会議事録

令和5年第7回北栄町農業委員会総会

開催年月日	令和5年7月10日（月）			
開催の場所	北栄町大栄農村環境改善センター			
開 会	午後1時50分			
出席委員 (25名)	1番	石井 通人	14番	松村 雅弘
	2番	前田 浩明	15番	長谷川 康弘
	3番	向井 慎一郎	16番	安田 千秋
	4番	山根 宜弘	17番	池本 博史
	5番	河原 廣美	18番	津川 孝篤
	6番	竹原 正純	19番	村岡 孝二
			20番	盛山 由紀子
	8番	田村 美智恵	21番	一二三 満雄
	9番	森本 壮一	22番	道祖尾 貞浩
	10番	町 照美	23番	井川 敏昭
	11番	秋山 英正	24番	山下 正美
	12番	永田 恭彦	25番	杉川 一二美
	13番	陶山 康博	26番	河本 松秀
欠席委員等	田熊 公男			
事務局	局長	中原 広美		
	書記	主任 時枝亮平 農地中間管理推進員 中西 宣之		
閉 会	午後2時50分			

日 程

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議長開会宣言 定足数の確認
- 4 議事録署人の指名
(3番 向井委員) (4番 山根委員)
- 5 議事
 - (1) 農地法第3条の規定による許可申請について (4件)
 - (2) 農地法第5条の規定による許可申請について (1件)
 - (3) 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
・利用権設定
・北栄町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4章1の(5)の規定による所有権の移転申出書 (1件)
 - (4) 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について
- 6 協議事項
 - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について (12件)
 - (2) 賃貸借農地の解約について (2件)
 - (2-2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書 (1件)
 - (3) 令和5年度利用状況調査の実施について
 - (4) 令和5年度農業者年金加入推進活動計画について
 - (5) 農業委員等の公務災害補償制度への加入について
- 7 報告事項
 - (1) 委員会報告
農地委員会
農政委員会
広報委員会
 - (2) 農家相談報告
 - (3) 審議会等報告
- 8 連絡事項

農家相談	令和5年7月25日(火)午後1時30分から 大栄庁舎 2階 会議室
担当委員	前田委員、陶山委員、道祖尾委員
総 会	令和5年8月10日(木)午後1時30分から 大栄農村環境改善センター
現地確認	令和5年8月9日(水)午後1時30分から 担当委員 山下委員、森本委員、津川委員
議案締切日	令和5年7月25日(火)
- 9 その他 空き農地情報バンク登録申込書 (1件)
- 10 閉会

○事務局

ただいまから、第7回の総会を開催します。

農業委員会規則第5条において、会長が議長となるとなっていますので、会長に進めていただきます。よろしくお願いします。

○永田議長

規則によりまして議長に就任をさせていただきます。

最初に、定足数の確認です。7番、田熊委員から欠席届が出ております。そのほかの方は出席ですので、総会成立を宣言します。

4番、議事録署名人の指名でございしますが、本日は3番、向井委員、4番、山根委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

そうしますと、議事に入りたいと思います。

議事第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、4件申請が上がっております。順次、説明、審議のほうを進めたいと思います。

そうしますと、まず整理番号1番、4ページからの案件でございします。

事務局より説明はございしますか。

○事務局

1件目についてですけれども、譲渡人の〇〇さんと譲受人の〇〇さんですけれども、こちらは兄弟関係にありまして、これまでも〇〇さんがこの農地で耕作をしてこられたんですけれども、このたび正式に手続をして名義を〇〇さんに変えたいというものです。以上です。

○永田議長

以上、説明いただきました。

皆さんからの質疑のほうを求めたいと思います。

○事務局

1点だけ追加します。

6ページにありますとおり、所有地ですとか現在の自作地等や借入れ地はない状況です。これは、御兄弟の農地だったということで、もともとお父様から相続された土地を御兄弟が一旦相続されたということで、近くにいらっしゃる〇〇さんのほうが管理はされていらっしゃるということなんですけれども、御兄弟さんだったので貸し借りはなかったということで、台帳上の耕作地はなかったということで記載されておりません。

以上です。

○永田議長

追加説明のほうをいただきました。

どうぞ。

○一二三委員

21番、一二三です。2ページの1の総面積の数と、5ページの本人さんの書かれている、地番と面積がちょっと違ってはるんですけど、2ページのほうが正しいというふうに見ればいいですかね。例えば〇〇番地は。1213というふうにきちっとまとめてありますけど、本人さんは560と書いてるんですけど。（発言する者あり）

○事務局

正しいのは、申請書に書いてあるほうが正しいです。5ページの申請書のほうが数字的には正しいですので、2ページの上はちょっと間違っております。こちら、事務局でつくったものでして、2ページのほうは、正しいのは5ページです。

○一二三委員

登記面積と書いてあるけど、間違ってるんですか、2ページのほうが。登記面積の書き方が間違ってたということですか。

○事務局

数字と地番と登記面積を記載したところの順番が間違ってると思われます。

○一三委員

順番がね。

○事務局

同じ地番の登記面積を並べたときに、違った面積のところを書いてしまったので、順序が逆転しちゃってるようです。

○一三委員

要するに本人さんが書かれたのが正しいということでもいいですね。

○事務局

そうですね。

○一三委員

分かりました。

○事務局

大変申し訳ありませんでした。

○永田議長

じゃあ、地番と面積の表記が間違っているということで、5ページの分を正しいものとして参照をお願いいたします。

ほか、御意見がある方。

では、特に御意見のほうはないようですので、整理番号1番の4ページからの案件、申請のとおり許可をしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、申請のとおり許可といたします。

整理番号2番、10ページからの案件でございます。こちらにつきましては、事務局より説明はございますか。

○事務局

2件目についてですけれども、もともと譲受人の〇〇さんのほうがこの農地で利用権設定をしておられまして、耕作のほうをしてこられたんですけども、このたび、正式に所有権を移すというものです。以上です。

○永田議長

そうしますと、皆さんからの発議をお受けしたいと思います。御意見のある方はございますか。よろしいですか。

そうしますと、特にないようですので、整理番号2番、10ページからの案件を申請のとおり許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、申請のとおり許可ということをお願いいたします。

そうしますと、続きまして、整理番号3番、15ページからの案件となります。

こちら、事務局より説明はございますか。

○事務局

3件目については、〇〇さんのほうが、昨年から3条許可で購入してきておられる農地周辺の案件になっています。以前に〇〇さんのほうから伺った話では、今回の農地の購入でひとまずは、これ以上上げる予定はないということではありました。以上です。

○永田議長

そうしますと、皆さんからの発議をお受けしたいと思います。御意見のある方ございませんか。

そうしますと、特にないようですので、整理番号3番、申請のとおり許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、15ページからの案件、申請のとおり許可といたします。

そうしますと、続きまして、整理番号4番、23ページからの案件でございます。

こちらにつきまして、事務局より説明はございますか。

○事務局

特にはないです。

○永田議長

そうしますと、皆さんから発議のほうをお受けしたいと思います。御意見のある方ございますか。

ちょっと、じゃあ自分のほうから、25ページの農作業に従事する者で、世帯員で2名ということだとは思いますが、30年から35年農作業は、〇〇さんのほうは30年からというわけではないと思うんですが、この点、どうだったかなと思ひまして。〇〇さん以外にお二人おられるということによろしいでしょうか。

○事務局

実際には30年ぐらいにはなると思いますが、〇〇さん自身も。

高校生ぐらいのときからされてたんで。〇〇さん自体30年ぐらいにはなると思いますが。40代中盤ぐらいになるので、44歳ですよ。

○永田議長

ですね。中学校2年生ぐらいのときから農業されていた。

○事務局

多分、この2名は〇〇さんとお母さんだと思います。

○事務局

あ、ごめんなさい、2です。上が、1番が、21年が〇〇さんで、2名がお父さん、お母さんです。ごめんなさい。

○永田議長

そうだね。了解しました。

そうしますと、ほか、御意見がある方おられますか。

そうしますと、御意見はないようですので、整理番号4番、23ページからの案件、申請のとおり許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、申請のとおり許可といたします。

そうしますと、以上をもちまして議事第1号を終了いたしまして、続けて、議事第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、1件申請が上がっております。32ページ、33ページからですね。

こちらにつきまして、事務局より説明のほうはございますか。

○事務局

今回の5条申請についてですけれども、御自宅近くにある農地を転用して一般住宅を建てる計画になっております。

転用に当たりましては、隣接する農地はなくて、雨水排水については南側道路の側溝に放流して、汚水排水につきましては敷地内の下水道配管を通して公共下水に接続するというので、周辺に影響が出ないような計画になっております。

また、申請地は農用地区域外ですし、土地改良区の受益地にもなっておりません。それと、周囲は市街化が進んでおりまして、住宅施設が連担している区域内の農地になっておりますので、第3種農地に該当して、転用もやむを得ないというふうと考えられます。以上です。

○永田議長

ありがとうございます。

そうしますと、現地確認報告をお願いします。

○池本委員

7月7日金曜日午後1時半から、事務局、一二三委員、田村委員、あと私、池本で回らせてもらいました。

今、事務局がおっしゃられたとおりなんです。今時点としては、自分のとこで食べるイチジクとか柿とかが植えられておりました。許可に対して意見はありません。以上です。

○永田議長

ありがとうございます。

そうしますと、事務局の説明、現地確認報告をいたしました。

皆さんからの発議をお受けしたいと思いますが、御意見がある方はおられますでしょうか。ありませんか。

そうしますと、御意見はないようですので、議事第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、申請のとおり許可相当としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、申請のとおり許可相当ということで進達をいたします。

そうしますと、議事第3号に移りたいと思います。

議事第3号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、39件計画が上がっております。

そうしますと、説明のほうは特にありませんか。

○事務局

ありません。

○永田議長

説明等ないようです。

そうしますと、皆さんからの御発議をお受けしたいと思います。御意見のある方はございませんか。ございませんか。

○盛山委員

議長、すみません。

○永田議長

どうぞ。

○盛山委員

20番、盛山です。30番から39番まで〇〇さんというのが借りられるんですけど、牛屋さんの飼料がなくなってることで。結構、牛屋さんて大きな面積でないんですけど、これ地番が連続とかしているの割と固まっているということですか。面積はちっちゃいのがあったりするんですけど、あんまり牛屋さんて大きい畑でないをつくってごしならんだけだと思って。

○事務局

固まっているはずですが、たしか。今確認します。

○永田議長

固まっています。

○盛山委員

みんな合わせれば結構な面積になるということですね。

○事務局

そうですね、今、ここに上がっているもの全てが1枚の畑として耕作されています。

○永田議長

おおよそこちらから見る限りでは、地図の情報ですけども、ほとんど真四角に近いと思います。不整形でない形の畑だということですね。

ほか、御意見のある方ありますか。

では、特にないようですので、そうしますと1番から39番まで、39件一括して決定としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、計画のとおり決定いたします。

そうしますと、49ページ、北栄町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第4章1の(5)の規定による所有権の移転申出書につきまして、1件申出が上がっております。

こちらにつきまして、事務局より説明はございますか。

○事務局

特にはありません。

○永田議長

そうしますと、こちらの申出書につきまして、皆さんからの発議をお受けしたいと思えます。御意見のある方ございますか。ありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そうしますと、御意見が特にないようですので、基本構想の規定による所有権の移転申出書につきまして、申出のとおり許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、許可いたします。

そうしますと、続きまして、議事第4号、50ページですね、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について20件、こちらにつきまして、皆さんからの発議をお受けしたいと思います。

○石井委員

ちょっとすみません。

○永田議長

どうぞ。

○石井委員

7番から9番の〇〇農園の分は、ここは前に〇〇農園がつくったところかいな。

○事務局

そうです。

○石井委員

あそこかいな。

○事務局

はい。

○石井委員

〇〇さんとその契約は、なら〇〇さんがしなったということか。

○事務局

そのとおりです。

○石井委員

大阪まで発送して。

○事務局

はい。

○石井委員

なるほどなるほど。分かりました。ちょっと確認です。

○永田議長

ほか、御意見のある方ございませんか。

そうしますと、ほか御意見はないようですので、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について、特に意見なしということで回答してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、特に意見なしということで、報告のほうをよろしく願います。

そうしますと、以上をもちまして議事のほうを終了させていただきます。

続きまして、協議事項に移りたいと思います。

協議事項1番、農地法第3条の3第1項の規定による届出書につきまして、12件、一括御審議いただければと思います。

こちらのことにつきまして、追加説明のほうはありますか。

○事務局

追加させていただきました1件につきましては、本来は来月総会分になるものですが、農地法3条の4件目にありました売買に係るものの相続の届出があったものですので、今回、一緒に追加で提出をさせていただいておりますので、御了承ください。以上です。

○永田議長

そうしますと、皆さんからの発議をお受けしたいと思います。御意見がある方おられますか。ございませんか。

そうしますと、御意見がないようですので、協議事項1番、農地法第3条の3第1項の規定による届出書につきまして、12件一括受理としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、12件一括受理といたします。

続きまして、協議事項2番、賃貸借農地の解約について、7件届出が上がっております。こちらにつきまして、7件一括御審議いただければと思います。

事務局で追加の説明等はございますか。

○事務局

特にはありません。

○永田議長

特にはないようです。皆さんからの御意見をお受けしたいと思います。御意見のある方ございませんか。

○永田議長

特に、先ほどお伺いしませんでした、あっせん等の申入れはありませんか。

○事務局

いいえ、聞いていません。

○永田議長

ちょっと受けているものがあるようですので、どの農地のあっせんの申入れがというのは特にはありませんが、空き農地情報バンクに紹介されているわけではないですね。

○事務局

ないです。

○事務局

賃借ではないところについて、いい方があればということ。

○永田議長

こちらの説明のほう、説明がなかったですが、幾らかあっせん希望があるということですので、該当地域の周辺の担当者さん等ありましたらいいかなと、あっせんのほうお願いできればと思います。農地バンクには登録されていないということですので、ぜひ目を通していただいとしたいと思います。

○事務局

すみません、来月からはちゃんと言います。

○永田議長

そうしますと、農地解約、解約についての届出につきましての御意見はよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、7件一括受理といたします。

そうしますと、1番、2番終了しまして、追加で配られたものにつきまして、2-2番ということで協議事項に入れていただければと思います。

公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書というものが協議に上がっております。

それでは、事務局からの説明をお願いします。

○事務局

〇〇にあります〇〇ため池を廃止することになります。その廃止工事に伴いまして、仮設ヤードと仮設道路の設置をするものです。7月20日から工事にかかりたいということがありましたので、急遽ですが今回上げさせていただいております。

場所としましては、このため池の手前ですね、めくっていただいて平面図を見ていただくと、赤い印をつけているところが転用する箇所になります。その左側の〇〇番地というのが〇〇ため池になります。

めくっていただいてちょっと地図を見ていただくと、〇〇ため池からこちらに水を流して、穴を開けて開削して廃止をしていくということで、仮設ヤードと仮設道路、それから仮の土置場ということで設置をする予定になっております。

工事の期間は7月20日から9月30日までとして、農地の復元期間も含みます。工事が完了した際には、転用した区域については農地に復元して確認をしていただくようになっております。

また、こちらにつきましては、農業用の施設をつくるために町が借入れをするということですので、転用申請ではなくて転用の報告書という形で上げていただいております。以上です。

○永田議長

こちらは現地確認は。

○事務局

していません。現地確認、帰ってきてから出てきた話だったもので、申し訳ございません。

○永田議長

了解しました。では、7月10日付ということは。

○事務局

今日付です。

○永田議長

本日発行されたものですね。

○事務局

今朝ですね。

○永田議長

現地確認の後、出たものですね。

○事務局

申し訳ございません。

○永田議長

そうしますと、このことにつきまして、皆さんからの御意見等ございますか。

○竹原職務代理

いいですか、6番、竹原です。この写真は出てましたよね、耕作されとった水田になるんでしょうか。

○事務局

耕作という状況ではなかったです。

○竹原職務代理

ないですね。元に戻すってどういうふうに戻すのか。

○事務局

土を盛りますので、仮設ヤードと通るために仮設道路をしますので、そこの土を提供してきちっと正しい土に戻すというような形で復旧をします。

○永田議長

ここはおおむね、水田は耕作はされてないというものでよろしかったですか。

○陶山委員

ずっと前は、耕作はしとられたみたいです。ただ、本当にへんぴなところで、車で行くのも軽トラすら通れん、みたいなのところなんで、耕作をちょっと今はしとらんかと。

○事務局

それもあって、ため池も使われなくなって、ため池をこのままにしておくと災害等が起きる可能性もあるということで、地元との話もした上でこのため池は廃止するという事になったと聞いているので。

○竹原職務代理

この水田はもう無理。

○事務局

難しいと思います。

○竹原職務代理

水がないから。

○陶山委員

いや、つくれるような雰囲気じゃないよな、あそこは。

○永田議長

あわせて、ではちょっと伺ってみたいのは、使い道としては、土の仮置場はいいんですが、採掘した土はどちらに置かれますかですか。

ため池を掘削して、水がたまらないようにして。

○事務局

はい。

○永田議長

掘削するということで、その土をどこに持っていかれるかはわかりますか。

○事務局

聞いてません。

○永田議長

でも、ため池をがぼっと開削してたまらないようにして事業終了ということですね。

○事務局

はい。

○永田議長

こちらを使うことはしないということで。

○事務局

はい。

○永田議長

了解しました。

ほか、皆さんからお尋ねしたいこと等あれば、よろしいでしょうか。

そうしますと、この現地確認がない等々ありますが、協議事項2-2番といたしました公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書を受理してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

特に問題ないということで、受理いたします。

そうしますと、協議事項3番、令和5年度利用状況調査の実施について、42ページに調査(案)が上がっております。

事務局より説明はありますか。

○事務局

42ページに今年度の利用状況調査の(案)を示しております。また都合が悪い方等ありましたら、事務局の担当職員のほうと連絡を取り合っていていただいて、日程変更等お願いしたらと思います。

また、今年度は昨年導入されたタブレットを持っていこうと思っています。委員さんに実際に使っていただくと思っています。その都度、職員がその場で説明しながらというような形になるかと思いますが、させていただけたらというふうに思っています。

それに伴いまして、お願いが一つあります。実際にある程度、委員さんの区割りを、この辺っていうふうに大体私たち雰囲気ではしか把握ができていないので、今日、地図を持ってきています。農政委員会の方は終わられたらすぐ。農地委員会、広報委員会が終わられたら、その後に委員さんのエリアを地図でちょっと示していただいて割り振りをしたいなと思っていますので、御協力いただければと思います。よろしくをお願いします。

○永田議長

これは各委員会終了後におられる職員さんに。

○事務局

私はいますので、地図を持って、どっからどこまでですかという、すみません、協力をさせていただければと思います。

○永田議長

終了後に回る。

○事務局

終了後に部会に行きますので、皆さんでちょっと地図に線を引いていただけたら。

○永田議長

では、委員会終了後に区域の確定をしたいということで、各委員会でよろしくをお願いします。

こちらにつきまして、御意見等ございますか、42ページ日程表ですよね、また不都合があれば変更ということですので、こちらにつきまして以上でよろしいでしょうか。特に協議することはないということで終了とさせていただきます。

そうしますと、協議事項3番を終了しまして、協議事項4番、令和5年度農業者年金加入推進活動計画について、説明等よろしくをお願いします。

盛山委員。

○盛山委員

すみません、あっという間にまたこの加入推進の時期が来ました。それで、一応計画を立ててみたんですけども、昨年と同じような形にしています。皆さんのほうで、会合でそういう年金の説明をしたりというようなことが計画がありましたら、報告していただきたいと思います。1件でも多くの締結に結びつきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○永田議長

こちらの計画につきまして、御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

じゃあ計画のほう、これで終了させていただきます。

そうしますと、協議事項5番、農業委員等の公務災害補償制度への加入について、こちらは本日配付したものです。

○事務局

郵送する重さを超過してしまったので、ちょっとページ抜きました。例年のことですが、昨年度加入されていらっしゃいます農業委員さんと最適化推進委員さんの公務災害ということで、けがをされたりしたときに出る保険ということで、農業会議のほうから加入の推進がきております。これまで、A型1,000円ということで1年間の加入をしていただいておりますので、今年度される委員さんも含めていただいて、手続をさせていただきますように思っております。以上です。

○永田議長

例年どおりの加入手続の通知が来ております。

こちらのほう、皆さんからの御意見等あれば、ありませんか。

そうしますと、特段なことはないと思いますが、例年どおり、昨年同様のA型の加入、皆さんが加入ということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、異議のある方ないようですので、皆さんがA型30日ということで加入をお願いします。

○事務局

手続します。

○永田議長

そうしますと、以上をもちまして協議事項を終了といたします。

続きまして、7番、報告事項に移りたいと思います。

まず、委員会報告のほうからお願いしたいと思います。

まず、農地委員会、お願いします。

○河原委員

本日、総会終了後に農地委員会を開催いたしますので、御参集をお願いいたします。

それから、本日、早くお集まりいただき、目合わせ会にご協力いただきましてありがとうございました。それぞれの地区に帰られまして、現地調査等に参考にしていただければありがたいかなと思います。ありがとうございました。以上です。

○永田議長

ありがとうございます。

そうしますと、続きまして、農政委員会、お願いします。

○竹原職務代理

報告します。先月は、6月17日に開催をしまして、意見書の内容のほうを詰めているところです。かなり深掘りはできてきたんですが、まだ意見書の作成まで至っておりません。引き続きこれをやるんですが、次回、7月18日火曜日に北京でやります。最終的な話し合いをして、その後、暑気払いをしようかということになっていますのでよろしく申し上げます。大体、7月でおおよその内容を固めて、8月頃からたたき台の検討に入っていきたいと思っております。以上です。

○永田議長

ありがとうございます。

そうしますと、広報委員会、お願いします。

○杉川委員

広報委員会です。「菜種」55号が出ました。皆さん、見ていただいたでしょうか。この中に、秋山委員から上がった、この総会の中で上がった廃棄物の問題をコラムとして秋山委員にも協力いただいて文章を書いていただきましたし、ちょうど拾い

上げたごみを軽トラの荷台に持ってこられ取りましたので、そこで写真も撮らせていただいて記事にもしとります。

事前にこういうのも載せてみたらどうだろうかというようなことがありましたら、ぜひ広報委員会のほうに教えていただけたらと思います。この後、また残って次の号への話し合いをしたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○永田議長

ありがとうございます。

そうしますと、委員会報告は以上で終わります。

農家相談の報告をお願いします。

○山根委員

6月27日13時半、庁舎2階会議室で永田会長、盛山委員、山根、農家相談の対応をさせていただきました。相談者は来られませんでした。

空き時間にタブレット等で勉強し、それなりに有意義に過ごしました。以上です。

○永田議長

ありがとうございます。

相談者さんのほうはなかったということで、相談を受ける際にタブレットの活用をお願いしますということで、事務局のほうから担当者1台ずつ持ってこられまして、タブレットの操作のほうを事務局についていてもらって、説明を受けて操作して操作研修といたしました。

そうしますと、審議会等報告に移りたいと思います。

報告事項をお持ちの方、ありますか。

○杉川委員

25番、杉川です。7月5日の日に連絡事項のところにもあるように、鳥取県農業委員会女性協議会の役員会が未来中心で行われました。総会に向けての監査と、その後の総会の中での勉強会であったりということで、役員会を開きました。

去年、この県内に女性委員のゼロのところは米子市と伯耆町ということで、会長と私とが一緒をお願いに回ったですけれども、そこから女性が入られたという報告がありました。米子市はちょっとまだ議会でなかったので確定ではありませんが、数名人数が上がったということで、鳥取県は女性農業委員がゼロのところはこれでなくなったというようなことになっております。ほかの県、なかなかこうやってどこの市町村も女性委員がいるというところ、少ないというふうに聞いております。倉吉なんかは5人に上がりましたとかとあって、今まで3人だ、4人だと言ったところが人数が増えたりして、全体で今のところ42人、5人増えるのではないだろうかという報告がありました。

それで、また鳥取市の委員の中に、女性委員で今「おびわんっ！」という日本海テレビの番組があるんですけど、火曜日の担当で、猟師もされとって、ITのほうのことにも詳しいという〇〇さんという委員さんがおられます。去年、全国の女性農業委員の会の中で発表されたですけれども、eMAFFの農地ナビの使い方を発表されたんですって。とても分かりやすくて、会場の中でも皆さんがスマホを出して、おおっとか言いながら声が上がったというようなことで、ぜひそれも習いたいなという話も出とります。〇〇委員自身も、そういう話に来られて紹介するというのは、どちらかといえば好きだという話も聞いておりますので、もし北栄町のほうでもそういう研修会をしてみようと思われるようでしたらまたおつなぎをしますので、よろしくお願いします。

今度、8月の25日に女性の委員の総会がありますので、参加のほうよろしくお願いします。以上です。

○永田議長

ありがとうございます。

ほか、審議会等の報告。

どうぞ。

○竹原職務代理

鳥獣害の対策協議会というのがありまして、正式な委員さんは津川委員なんですけど欠席されてましたので、先般行われた会合の報告をします。

内容は、審議会ということだったんですけど、冒頭に打合せ等がありまして、2点その中で話がありました。一つは、猟友会からの説明として、狩猟免許を持っている人がだんだん減ってきて、人数が減ってきて現在の状況で被害を抑えていくとかということ考えたときに、ちょっと将来的に厳しいなという話で、できるだけ、少なくともわなの免許を取っていただくように働きかけをしようと、してほしいという話でした。これは、男性女性関係なしに、大して難しい話ではないので、テキストは分厚いのがありますが、取るだけだったら簡単ですのでちょっと一回やってみられたらどうかなどは思うんですが、更新で3年に1回更新なんですよね、2,900円要ります。それから、毎年猟友会の会員に登録をするんですが、これが毎年1万2,000円。これが結構大きいんです。ただ、そうは言いながらも、猪1頭捕まえますとすぐ1万円もらえますので、元がそれで取れるという。

もう一つの話は、この間の農委懇談会の中でも産業振興課長が言っとられたと思うんですが、生産組織とか農事組合とか、この中の1人でも免許を持っておれば、グループとして活動して、例えば名前は免許を持っている人の名前で仕掛けておいて、見回りとかいろんなことをグループでやって、共同でやると。補助金については、そのグループで受け取って、次のわなを購入する資金にするとか。立ち上がりに1回だけ10万円補助しますということで、今、検討中らしいです。わなは1セットが5,000円です。おりのわながありますね、大きいやつ、あれが一番安いので5万円ぐらいだから、10万円もらっても2つしかおりは買えないというんで、もうちょっと上げてもらえないかなという話はしておきましたけども、ちょっと興味本位でもいいと思うんですよ、試験を受けてみられたらどうか。更新さえしていけばずっと残りますので、県はできるだけ人数を増やしたいという意向ですから、ちゃんと手続をし続けていけば死ぬまで免許が取れると、続けられると思いますのでよろしく願いをします。

○永田議長

ほか、報告事項お持ちの方ありませんか。

そうしますと、審議会等報告を以上で終了といたします。

そうしますと、以上をもちまして報告事項を終了させていただきまして、8番、連絡事項、9番、その他、事務局より一括でお願いします。

○事務局

そうしましたら、連絡事項です。

まず、一般経過報告です。記載しておりますとおり、会議等に参加をさせていただいております。6月22日には鳥取県農業会議の通常総会が開催されております。7月5日の女性会議について、先ほど杉川委員の報告のとおりです。

まずは当面の予定ですが、職員の研修が7月26日に計画されております。7月28日には中部の会長会が予定されております。また、8月18日に、高知県であっておりますよね。杉川委員が講師をされに行かれるということで、もう1件、香川でしたっけ。

○杉川委員

香川です。

○事務局

香川もちょっとお誘いを受けておられて、大分先生になっていらっしゃるんで、1回私も聞かないけんと思います。

あと、8月25日に女性協議会の総会が計画をされております。

そうしましたら、レジュメに戻っていただきまして、日程の連絡事項です。

今月の農家相談ですが、7月25日火曜日1時30分から大栄庁舎の2階会議室で行います。担当が前田委員、陶山委員、道祖尾委員です。よろしくお願いします。

8月の総会です。8月10日木曜日1時30分からこちらの会場で行います。それに伴います現地確認は、前日の9日水曜日、担当が山下委員、森本委員、津川委員になりますのでよろしくお願いします。議案の締切りは7月25日になっております。

続きまして、空き農地情報バンクです。1件出ております。また耕うん等はされていらっしゃるということですが、いい方がありましたら御紹介いただければと思います。私のほうからは以上です。

○永田議長

そうしますと、本日予定しております事柄は一通りですが。

○安田委員

すみません、その他ですか、今。

○事務局

はい。

○安田委員

最後でお願いします。最後でいいです。いいですか。

○永田議長

はい、それでは終わりましたので。

○安田委員

16番の安田です。私が担当しています〇〇の畑に、今年のちょうどハウスのスイカが出荷される頃、6月の初め頃から大体6月いっぱい、皆さんはアナグマと言われますけど、アナグマかどうかということは私はよく分からないけどもアナグマが出た出たと言われるので話を聞きました。皆さんにこういう情報を知っていただいて、今後、気をつけていただいたらなと思って言うわけですけど、被害を受けたのはそんな大きな被害ではないけども、ハウスにぼんと飛び込んできて、スイカを1個食べて逃げていったという家もありました。破られてはないようだけど、スイカを数個食べられたという家もありました。ということで、私が知ってる範囲ではその2軒は分かってるんですけども、その人たち以外もアナグマの被害を受けた人もあるようです。1回入られて被害を受けたから、もう怖いから、これから出荷というときにどうしたら次、被害を受けないように予防できるだろうかということで、大分心配されたようです。周りの人たちに聞いたりして、ネットを張っておいたほうがいいよ、そしたら何かにぶつかったら絶対入らんからというようなことでネットを張られたというようなこともありました。そういうことで、そういう害を与える獣が出ましたということをお知らせしておきます。

それから、夫婦のタヌキが〇〇の村中のうろうろうろうろしてありまして、しかもどっちの、男だが女だか分かりませんが、片方がすごい皮膚病を持っていて、もう見るからに何と気持ちが悪い、そこから病気を人間がもらいたくないなというような感じの2頭が、側溝のほうの蓋の下のほうは涼しいから、そういうところに入り込んでたまに顔を出しておるといようなことがありまして、最近も見て周りしましたが、逃げたその2匹は最近は見えなくなりましたということです。

今のは害を与える獣の話ですけども、もう1件は、〇〇の病院、何て言うんでしたか、あの。〇〇医院のあるバイパスのほうを走ってありましたら、〇〇の水田で、もうとっくに田植が終わったところをもう一回田植をしておられるもので、おかしいな、これ何、何事と言っていたらいろいろあったようでして、それはどういうことなのかは陶山委員にお願いします。それもやっぱり情報発信としてこういったほうがいいかなと思いましたが、よろしくお願いします。

○陶山委員

去年まではジャンボタニシの発生を抑えきれていたんです。今年は〇〇の大半でネットも張らずにそのままにしていたら、あっという間に異常発生してしまいました。それらはちょっと広がりによって〇〇のほうまでというふうで、〇〇のほうも立て看板をされて、ジャンボタニシに注意ということで、二、三年減っていたので、取りあえずこれはやはり管理される方のちょっと怠慢だったと思うので、そこから、ちょっと広がってしまったというのが今言われたように大きな原因につながってしまったんじゃないかな、〇〇とか、それから〇〇の辺、そういう感で一応法人の方にもお話しせねばならないなという、法人の方も気づいておられますので、その辺はもう一度怠慢をせずに引締めながら、ちょっと対策を考えていかなければならないということ。今回はちょっと〇〇の怠慢でした。申し訳ないです。

○安田委員

すみません、追加です。〇〇は隣ですけど、〇〇にはまだ被害は入ってないです。そして、その怠慢というのは〇〇の営農組合ですか。

○陶山委員

そうですね。

○安田委員

分かりました。以上です。

○永田議長

タニシの面ではちょっと私のほうが思うのは、やっぱり水のいつまでもたまっているところはタニシが、今年、特によく残っているということで、先般、草刈り作業をしていたところ、水落ちの悪い水路のそこからタニシが上がってきているんじゃないかというようなことで、やはりちょこちょこちょこ繁殖区域が広がっているのかなというふうに見ました。去年、一昨年はあまり見たことがなかったですけど。

秋山委員のほうは、食害等の被害は。

○秋山委員

ないです。

○永田議長

ないですね。どうも水路にすんでいるということまでということですけども、〇〇のほうはたくさん出てるらしいというのは何かさっきもおっしゃいましたか。そういうわけじゃないですか。

○陶山委員

立札がしてあったということを知りましたので。

○永田議長

立札で。

○陶山委員

ジャンボタニシに注意ということで。

○永田議長

了解しました。ありがとうございました。

そうしますと、ほか、この関連のこと等発言された方、よろしいですかね。

あと、これは。

○事務局

それは、竹原委員から。

○竹原職務代理

ちょっと、色が変わった用紙を御覧ください。全く農業委員とは関係がない話ですので、ちょっとくつろいで聞いていただければと思いますが、北栄町に文化団体協議会というのがありまして、公民館が生涯学習の関係でいろんな趣味のサークル、講座とか、その中の二十数団体が協議会をつくっているんです。編成して、コロナでしばらくでき

なかったんですが、大体年に1回発表会をやっているんですよ。芸能発表であるとか、作品展、こちらにありますように8月12日から16日というちょっと出にくい日を選んだわけじゃなくて、改善センターを押しえようとしたらここしか空いてなかったんです。北条の改善センターは、今年度は6回目のワクチンで、ここを外して全て土日が役場で押しえられていたんですね。仕方ないんでここにやったんですが、ワーショップというのをここに書いています。初めてやってみることになりまして、ここに書いてあるようなことがあります。一部有料というのがありますが、無料もあります。ということで、近年、生涯学習の活動自体が高齢化でだんだんと尻すぼみのような状態になってきているんですね。若い方というのは、定年延長でなかなか入ってこられない。そういう中で、何とか盛り上げようということでやっています。

一つの参考までに情報提供しますと、町長からはこの協議会の活動というのは非常に理解をさせていただいております、というのは、北栄町の社会保険料の町負担分って分かりますかね、社会保険料で町が負担する分がありますね、これの人口比率での負担率というのが、鳥取県下で北栄町というのはトップクラスに低い、いわゆる高齢者が元気だということなんですね。医者のお世話になる部分が少ないということで、こういう遊びのサークルとか活動はどんどんやってほしいというのが、前の町長からの引継ぎでずっと今来ています。

それはちょっと置いといて。時間と気持ちの余裕がある方は、ぜひこの期間に北条改善センターまでちょっと見に来ていただければありがたいということで、よろしく願いいたしますということです。

○永田議長

そうしますと、ほか農業委員会の関連でなくても、興味のある方がいらっしゃいましたら。よろしいでしょうかね。

そうしますと、ないようですので、以上をもちまして本日の総会を終了といたします。御苦労さまでございます。